

地域見守り ネットワーク事業



おしのべて つながる手と手 みんなの利



I 見守り活動の目的

「見守り活動」の役割

◆ “見守る” とは

日々の生活の中ではなかなか自分自身の変化に気づきにくいものです。周囲から見て、「最近顔を見かけないなあ」「庭の草が伸びているなあ」「新聞受けがいっぱいだなあ」など、これらは“ちょっと気にかける”という意識を持つことで見つげられることです。この“ちょっと気にかける”という意識は、同じ地域で暮らす住民だからできることです。地域で取り組まれている「高齢者のつどい」や「サロン活動」などの地域行事に対しても見守りの意識をもつことによって、さらにその役割が高まります。

また、はじめは関わることを望まれない方もおられます。場合によって「そっと見守る」時期も大切です。

◆ “未然に防ぐ” こと

“ちょっと気にかける”という意識から、ちょっとした変化を早期に発見し、対応することで深刻な状態になる事を未然に防ぐことができます。福祉機関の相談窓口にこられる時には、本人や家族・介護者が限界までがんばり、かなり深刻な状態になっている方が少なくありません。

そのように深刻な状態に陥る前に、気づき、専門的な支援に「つなぐ」こと、「早期発見・早期対応」は重要です。支援が必要になる前の元気なときからの気にかけて、気かけられる関係、そんな「お互いさま」が、実は重要な“未然に防ぐこと”につながるのです。



◆ “つながる” こと

“ちょっと気にかける”という意識から、「〇〇さん、最近様子がおかしいな」と、高齢者や子育て中の保護者、その子どもなどの「ちょっとした変化」に同じ地域で暮らす住民ならではの「気づき」が活かされます。それは、虐待や介護・育児疲れ、悪徳商法などのサインかもしれません。住民一人ひとりがこうしたアンテナを張ることで、どこに支援が必要な人がいるか、どのようなことに困っているのか把握できるようになります。

そして発見したことを福祉関係機関（社協など）や地域包括支援センターなどの専門職に連絡・相談する「つながる」ことで、大事に至らないケースも多くあります。



「見守りが必要な人」とは

◆あなたの地域では、このような世帯や人はいませんか？

家を訪問しても、顔をみせてくれない人



近所づきあいがなく、自宅にこもりがちや外出しない人

窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない世帯



町内会、つどい事業等の地区行事に参加しない人

新聞、郵便物がたまっている世帯



(介護保険など)福祉サービスが必要と思われるが、利用をしていない人

夜になっても洗濯物が干したままの世帯



病気がちで外出の機会が減っている人

暗くなっても灯りがつかない世帯



地域での見守りは単身世帯に目が行きがちですが、最近はともに認知症のご夫婦や、高齢者と障がいのある子どもの世帯のように、**一つの世帯に複数の課題**があることも少なくありません。そのような世帯では、SOSが出せず問題が潜在化しやすくなります。

さまざまな世帯への気配り、目配りの視点が必要です。

Ⅱ 地域見守りネットワーク事業について

見守りネットワークとは

「見守りネットワーク」とは、“ちょっと気にかける”という意識による住民個々の見守り活動を行うなかで、支援が必要な人が一人で悩んでいることや困っていることに気づき、その解決に向けて地域住民や地域団体、専門機関など、**みんなで考え、支えあうしくみ**（ネットワーク）のことです。この「見守りネットワーク」を推進していくことで、地域全体で見守り、支え合う「**地域包括ケアシステム**」の実現へと繋がっていきます。

◆大崎市社会福祉協議会と見守りネットワーク

地域で暮らす高齢者や誰かの支えを必要とする方などが、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを進めるためには、住民が主体となった「地域福祉のセーフティネット」を構築していく必要があります。

平成22年度より取り組みを開始した「地域見守りネットワーク事業」は、全域的に展開されており、今や大崎市で暮らす地域住民の暮らしを支えるために欠かすことのできない「生活安全網としての機能」という大きな役割を果たしています。今後、こうした取り組みの重要性はより一層高まっていくことは明らかです。

大崎市社協では地域見守りネットワーク事業を地域福祉活動計画[第2期]において、重点事業として位置づけるとともに、「地域福祉のセーフティネット」として継続的に実施していくために必要な支援体制の充実強化、更には、見守り活動を通して地域での住民同士の「支えあい」や「つながり」が育まれる土壌となっていくことが期待されることから、民生委員・児童委員をはじめとした地域の福祉関係者の方々の協力によって、それぞれの地域で大切に育んできた貴重な社会資源である「見守り活動」が、これからも地域の財産として継続的に実施されていくための取り組みを積極的に展開していきます。



◆見守り活動につながる社協の地域福祉事業

地域で展開される「見守り活動」のほか、社協が実施する地域福祉事業に対する参加申し込みの声掛けや参加することでも、定期的な見守り活動に繋がります。



歳末まごころ訪問（古川）



福祉のつどい事業（三本木）



茶友会事業
（鹿島台）

見守り活動
推進セミナー
（岩出山）



ふれあい食事会事業
（田尻）

世代間交流事業
（鳴子）



サンサンふれあい訪問
（松山）

Ⅲ 「見守り活動」のすすめ方について

1. 見守り活動とは

見守り活動は、大きく分けると「日常的」なものと「定期的」なものがあります。

日常的な見守り活動とは、あいさつや声かけのほか、「新聞や郵便がたまっていないか」、「夜に電灯がついているか」、「夜になっても洗濯物が干したままになっていないか」など、生活の様子や家の状態を気にかけるといった、外からさりげなく見守る活動です。

定期的な見守り活動とは、（本人の了承の下）「安否確認のために高齢者宅を訪問する」、「回覧板を回す際に訪問し手渡す」、町内会行事や老人クラブ、サロン活動等の案内に合わせて訪問する」といった、本人と関わりをもちながら見守る活動です。



日常的な見守り

- 新聞、郵便物がたまっていないかの確認
- 夜に電気がついているかの確認
- 庭が手入れされているかの確認
- 洗濯物が干されているかの確認
- 「サイン」（植木鉢、カーテンなど地域住民でしかわからない表示方法）が出ているかの確認
- 出会った際のあいさつ、声かけ

定期的な見守り

- 安否確認のための訪問
- 登下校時に街頭でのパトロール
- ふれあいサロン、ひとり暮らし高齢者の集い等の開催
- 配食サービスなどの福祉サービス提供
- 絵手紙の配達
- 広報誌の配付

特別なことではなく、お隣りやご近所のことを“**少し気にかける**”だけでも、十分な「見守り」です。



2. いのちのボタン事業への登録

地域において、定期的な見守りが必要と思われる方がいらっしゃった場合には、普段の見守りや災害時の安否確認やスムーズな避難誘導を目的として、対象となる方の個人情報が必要となります。

対象者本人やご家族様に対して、個人情報を見守り活動に活用させて頂くことを丁寧に説明したうえで、**本人・家族の同意のもと**事業登録申請書の記入を促し、記入された申請書を大崎市社協会長へ提出してください。

※受付窓口は最寄りの各支所となります。



もしも同意が得られない場合でも、無理に個人情報の提供を求めずにいざという時のため、「いのちのボタン」をお渡しして、見守りましょう。（7ページ参照）

3. 見守り登録者名簿の活用

本人の同意を得て集められた申請書をもとに、大崎市社会福祉協議会では、見守り登録者名簿を作成します。作成した名簿は、見守り活動サポーター（主に行政区長さんや民生委員・児童委員さんなど）と大崎市社協が共有します。個人情報であり、本人たちの**命を繋ぐ大切な情報**となりますので、適正に管理するとともに有事の際には最大限活用させて頂きます。

なお、訪問活動等を実施している中で、名簿内容に変更があるようでしたら、変更内容を確認し、「事業登録変更等届」を大崎市社協会長に提出を促し、その都度名簿情報を更新しましょう。 ※受付窓口は最寄りの各支所となります。



見守り方は、見守り対象となる方の生活や身体状況によって変わりますが、以下の状態を1つの目安として参考にしてください。

指標	活動レベル	見守りの対象者のイメージ
レベル1	目配り	比較的健康な方
レベル2	声掛け	心身の少し虚弱な方 地域行事・社協事業に参加されている方など
レベル3	訪問	自宅に閉じこもりがちの方で心身の虚弱な方

Ⅲ 「見守り活動」のすすめ方について

4. いのちのバトンとあんしんカードの活用



高齢者等の安全と安心を図るため、「いのちのバトン事業」登録者に対して、かかりつけ医療機関やかかっている病気等の緊急時に必要な情報を保管するいのちのバトン（あんしんカード）を配布しています。

あんしんカードには緊急連絡先や医療情報を記入して、プラスチックのボトルケース（いのちのバトン）に入れて、冷蔵庫で保管しておきます。登録者の急変時など必要と判断した時には、あんしんカードの情報を迅速な救急活動に役立てたり、見守り活動の定期的な訪問を充実させるためにも役立ちます。

わがししの記録
緊急の場合、このカードを救急隊員にお渡し下さい。
災害時は、避難場所へお持ち下さい。

かかりつけ医	緊急連絡先
■かかりつけ医① 病名 科 先生 病名 科 先生	■緊急連絡先① 氏名 氏名 病名 () 住所 住所 ■緊急連絡先② 氏名 氏名 病名 () 住所 住所
緊急時の連絡先・避難場所	わたしは
警察 110番 救急 119番 災害時 171番 災害時 避難場所	らりがな 氏名 性別 男・女 住所 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 身長: cm 体重: kg 血液型: 型 RH (+・-) 持病: 治療を受けている場合は、当てはまるものに○で印して下さい。 次の医療を受けている方 ・ペースメーカー・人工透析・インスリン・在宅酸素・ストーマ
MEMO メモ	更新記録
	記入日 平成 年 月 日 更新記録 変更① 平成 年 月 日 変更② 平成 年 月 日 変更③ 平成 年 月 日
社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	



Qなぜ、冷蔵庫に保管するの？

A 冷蔵庫は、置き場所が比較的見つけやすく、地震の際にも壊れにくいとされているからだよ。



※いのちのバトン事業に関するお問い合わせは、最寄りの大崎市社会福祉協議会各支所にお問い合わせください。

5. 見守り活動の心得

◆ プライバシー（個人情報）を保護する

見守り対象者のプライバシーに配慮することがとても大切です。住民同士が支えあって生活していこうという活動であるからこそ、対象者との信頼関係を損なうことがないように、個人情報の管理など、プライバシーに配慮しましょう。



◆ 同じ目線で

見守り活動は、地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、同じ地域に住む方々で互いに支えあう取り組みです。「見守ってあげる」という気持ちではなく、同じ目線での「お互いさま」という気持ちを大切にしましょう。

◆ 相手の気持ちになって広く受け止める

自分と同じように相手にも感情の起伏があります。時にはいやなこともあるかもしれませんが、広い心で受け止めましょう。その感情の中に、悩みごとや困りごとが潜んでいるかもしれません。



◆ 一人で抱え込まない

活動の中で困ったことがあったら、一人で悩まず、大崎市や大崎市社協、地域包括支援センター等の関係機関に相談しましょう。

自分は「橋渡しの役目」と考え、一人で抱え込まないようにしましょう。



◆ 無理をせずに気長に

すぐに成果を得ることは難しいことです。無理をせずに、気負わずに、相手に押しつけることなく無理のない範囲で活動を継続しながら、少しずつ信頼関係を築いていきましょう。

◆ 礼儀は忘れずに

親しき仲にも礼儀あり。

訪問するときは礼儀を守り、見守りとしての適度な距離を保ちましょう。



地域での助けあいには信頼関係が大切です。
以上のポイントに留意し、地域の皆さんと一緒に協力しあいながら、見守り活動をしましょう。

6. 見守り対象者に異常があった時には

(1) 問題を発見したらみんなで話し合う

問題を発見した場合、1人で抱え込むことなく、地域を担当する役員さんや民生委員・児童委員さんなどと話し合うことが大切です。また、対象者に関する他の情報を集めたり、整理することも重要なことです。その結果、自分たちで対応・解決できるものなのか、専門機関へつなげるべきものなのか、問題対応の道筋が見えてきます。



定期的な情報共有が大切です

1か月～3か月に一度くらいの頻度で、定期的集まり、日頃の見守り活動の中で気づいたことや心配事などをお互いに共有する会議を持ちましょう。必要に応じて、地域包括支援センターなどの専門機関の協力を得て、アドバイスをもらいましょう。

また、地域包括支援センターが運営する「地域ケア会議」を活用して、見守りネットワークを構築していくことも有効です。

(2) 対応できないことは、専門機関につなげる

地域で解決できることは多くありません。地域だけで頑張らず、福祉のプロである専門機関へ繋げ、一緒に解決を図っていきましょう。そのためには、日頃から専門機関を知り、情報交換を行える関係をつくっておくことが大切です。



(3) 緊急時の対応

明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態の発生、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることを優先し、自治体や警察、消防等関係機関・団体に連絡しましょう（あらかじめ本人の同意を得ておくとスムーズです）。

7. 緊急性を要する場合

◆110番（警察署）へ通報する時のポイント

警察への通報には、詳しい説明は必要ありません。例えば、「新聞受けに新聞がたまっており、電灯もついたまま。中に人がいるのではないか」という事だけで結構です。電話に出た警察官より、いろいろ質問をされますので、落ち着いて答えてください。

また、通報後も連絡が取れるように、こちらの電話番号を伝えてください。

◆119番（消防署）へ通報する時のポイント

「倒れている人やけがをしている人を発見した」などの緊急時の119番通報のポイントは次のとおりです。



救急であることを伝える

119番通報をしたら、まず「**救急です**」と伝えてください。

救急車に来てほしい住所を伝える

住所は、必ず、市町村名から伝えてください。住所が分からない時は、近くの大きな建物、交差点など目印になるものを伝えてください。

具合の悪い方の症状を伝える

最初に、誰が、どのようにして、どうなったと簡潔に伝えてください。また、分かる範囲で意識、呼吸の有無等を伝えてください。

具合悪い方の氏名・年齢・性別を伝える

具合の悪い方の氏名・年齢・性別を伝えてください。分からないときは、「60代の女性」など、おおよそでも構いません。

あなたの名前と連絡先を伝える

あなたの名前と通報後も連絡できる電話番号を伝えてください。場所が不明なときなどに、追って問い合わせがあることがあります。

Ⅲ 「見守り活動」のすすめ方について

8. 福祉関係相談機関連絡先

相談内容	関係機関	連絡先
福祉制度	大崎市民生部社会福祉課 大崎市田尻総合支所市民福祉課 大崎市田尻地域包括支援センター 大崎市社会福祉協議会 田尻支所	0229-23-6012 0229-38-1155 0229-39-3601 0229-39-1236
子育て	大崎市子育てわくわくランド 大崎市民生部子育て支援課 大崎市田尻総合支所市民福祉課	0229-24-7778 0229-23-6045 0229-38-1155
介護 福祉用具 住宅改修	大崎市民生部高齢介護課 大崎市田尻総合支所市民福祉課 大崎市田尻地域包括支援センター 大崎市社会福祉協議会 田尻支所	0229-23-6125 0229-38-1155 0229-39-3601 0229-39-1236
虐待	大崎市民生部高齢介護課 大崎市田尻地域包括支援センター 大崎市民生部子育て支援課 宮城県北部児童相談所 大崎市障害者虐待防止センター 大崎市民生部社会福祉課障がい福祉係	0229-23-6085 0229-39-3601 0229-23-6048 0229-22-0030 0229-21-8839 0229-23-2167
D V	大崎市民生部子育て支援課 大崎市男女共同参画相談室 古川人権擁護委員協議会事務局 みやぎ夜間・休日DVほっとライン 宮城県北部保健福祉事務所 母子・障害第一班 古川警察署 生活安全課	0229-23-6048 0229-24-3950 0229-22-0510 022-725-3660 0229-91-0712 0229-22-2311

相談内容	関係機関	連絡先
精神保健福祉	宮城県精神保健福祉センター （こころの電話相談） 大崎市民生部健康推進課 大崎市民生部社会福祉課障がい福祉係 大崎市田尻総合支所市民福祉課	0229-23-0302 0229-23-5311 0229-23-2167 0229-38-1155
アルコール ・薬物	宮城県北部保健福祉事務所 母子・障害第二班 大崎市民生部健康推進課	0229-87-8011 0229-23-5311
ひきこもり	宮城県ひきこもり地域支援センター 宮城県北部保健福祉事務所 みやぎ北若者サポートステーション	0229-23-0024 0229-87-8011 0229-21-7022
福祉サービスの 利用援助・ 日常的な金銭 管理	大崎地域福祉サポートセンター みやぎ地域福祉サポートセンター 大崎市社会福祉協議会 田尻支所	0229-25-3032 022-212-3388 0229-39-1236
成年後見制度	大崎市民生部高齢介護課 大崎市民生部社会福祉課障がい福祉係 大崎市田尻地域包括支援センター	0229-23-6085 0229-23-2167 0229-39-3601
軽易な業務 依頼	大崎市シルバー人材センター	0229-22-3138
離婚 相続 土地 金銭トラブル	法テラス宮城 行政困りごと相談所 宮城県司法書士会大崎司法書士相談 センター (公財)日弁連交通事故相談センター 古川相談所	0570-078369 022-263-6201 0229-23-1802 0229-22-4611
消費生活	大崎市総務部市政情報課市民相談担当 大崎市消費生活センター	0229-23-9125 0229-21-7321

1. 避難行動要支援者名簿の作成

◆大崎市では避難行動要支援者名簿を作成しています

大崎市では災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難な人の氏名などを掲載した『避難行動要支援者名簿』を作成しています。この名簿は地域で避難支援者となる民生委員・児童委員や行政区長などへ事前に提供し、災害時はもとより日頃からの見守り活動などに活用します。



◆対象者

1. 在宅で要介護度3・4・5の人
2. 身体障害者手帳所持者で視覚障害1・2級、聴覚障害2級、上肢・下肢機能障害・体幹機能障害・移動機能障害1・2級の人
3. 療育手帳A判定の人
4. 精神障害者手帳1級以上の所持者で申出があった人
5. 1から4に該当しないが、避難行動時に支援が必要と認められる人
(例：高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯で避難支援が必要と思われる人)

※ただし1から5の要件に該当していても、福祉施設などへの入所者及び病院などへの長期入院中の人は対象外となります。

◆名簿への掲載

名簿への掲載は、名簿提供の同意書の提出があった人のみとなります。名簿への掲載を希望し、名簿の提供に同意いただける人は同意書の提出をしてください。

【同意書様式】

※避難支援者への名簿提供に同意することで、地域からの災害発生時における避難行動の支援を受けられる可能性が高まります。

また同意書の提出は強制ではありません。

◆名簿の提供先、提供する情報

名簿は大崎市の関係部署で情報を共有するとともに、名簿提供の同意書の提出があった人の情報については以下の関係機関・団体に提供します。

提供先

お住まいの地域の行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の会長、警察署、消防署、社会福祉協議会、福祉避難所締結施設（特別養護老人ホームなど）

提供する情報

氏名、住所、年齢、本人連絡先、避難時に配慮しなくてはならない事項、常時使用する器具・装具、緊急連絡先

◆問い合わせ

- ・大崎市役所社会福祉課地域福祉係
- ・各地区民生委員・児童委員

TEL 0229-23-6012

2. 安心見守りシステム

◆安心見守りシステムとは

日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消するため、専用の通信機器を設置するなどにより、高齢者などの家庭内の事故などへ適切な援助を行います。

◆対象者

市内に住所を有する在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者で、要支援および要介護認定を受けている人もしくは、脳疾患または心臓病の既往歴のある人

◆サービス内容

1. 高齢者に家庭内において事故などが発生した場合に、オペレーターによる適切な助言などを行うとともに、必要に応じ、協力員などが利用者宅への駆け付け、救急車の出動要請などの適切なサービスを提供します。
2. 高齢者からの健康などの各種相談を受け付けし、助言などを行うなどの適切なサービスを提供します。
3. 安否確認センサにより高齢者の家庭内における安否を確認します。

◆利用者負担

1. 安否確認センサあり：月額600円
2. 安否確認センサなし：月額500円



◆申請書

大崎市ホームページまたは高齢介護課、各総合支所市民福祉課窓口にて

◆窓口・問い合わせ

- ・大崎市役所民生部高齢介護課

TEL0229-23-6085

V 地域で見守り活動を広げるために

1. 見守り活動での気づきを持ち寄り、課題を共有する

見守り活動は一人で完結するものではなく、活動上の課題や悩みを**共有する場**をつくることが大切です。見守り活動を通しての気づきを持ち寄り、共有することで、同じ課題を持つ方が他にもいるのではないかと、という新たな「気づき」につながる可能性があります。

また、地域の方と専門職が協働して、地域の課題やどのような支えあいが必要かを話し合う場を持つことは、活動の意義や方向性を確認することにもつながります。



2. 学びの場をつくる

見守り活動を始める際、また、活動を続ける中でも、見守り活動の意義や、求められる背景、他地域の活動事例などについて、「**学びの場**」をつくることが大切です。

具体的には、学識者を招いた学習会や、日頃の活動のふりかえりにより機運を高める取組み、特徴的な活動をすすめる他地域への視察・事例報告などの方法があります。



地域見守りネットワーク
フォローアップ研修

3. 地域の集いの場にも「見守り」の視点を

地域の食事サービスやサロン活動で、顔の見える関係をつくることで、「時間を間違えるようになった」「衣服が汚れている」「最近姿を見せなくなった」などさまざまな変化に気づくことができます。地域活動における集いの場は、そのようなちょっとした変化の「**気づき**」の**場**であり、また、その場に来ない・来られない人の暮らしにも目を向けていくことが大切です。



高齢者のつどい事業

4. 新たなボランティアを養成する・募集する

「地域で何かしたい」「自分も何かできることがあれば」…そんな思いを持ちながら、地域活動との接点がない方もいらっしゃいます。見守り活動に限らず、地域活動の**担い手不足**が課題となっている中、新たなボランティアを養成するための講座を開いたり、メンバーを募集する取り組みも大切です。



ボランティア養成講座



ボランティアを養成していくにあたって、新たに参加する人がその人のペースに応じて**無理なく活動できるしくみ**を考えることや活動になじめるような調整役の存在や**フォローする人の存在**も重要となります。

5. 緊急時における個人情報の取り扱い

生命、身体、財産の保護に必要な場合や、公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要で、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人データを第三者に提供することができます。

判断に迷うケースもあると思いますが、あらかじめ**緊急時等の対応について整理**しておきましょう。



6. 多様な機関との連携によりすすめる

見守り活動は民生委員・児童委員だけではなく、地域で活動するさまざまな団体・ボランティア、行政や専門機関が連携・協働しながら、**継続的・組織的な活動**として取り組むことが大切です。

それぞれの地域の特性を踏まえて、見守りの対象・方法・頻度や、活動において大切にポイントなどを話し合い、つながり・支えあいの地域づくりを進めていきましょう。



V 地域で見守り活動を広げるために

Q1 個人情報はどうに取り扱ったらよいのでしょうか？

A1

以下の点に注意して、取扱いましょう。

- 個人情報を取得する場合には、利用目的を伝えて、本人の同意を得ましょう。
- 取得した個人情報は、見守り活動の利用目的範囲でのみ取扱いましょう。
- 個人情報をやむを得ず第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意を得ましょう。
- 取得した個人情報は、常に正確で最新の情報となるように保ちましょう。
- 盗難や紛失などの防止のために、常に安全管理措置を怠らないようにしましょう。



Q2 どのような方を対象にして活動したらよいのでしょうか？

A2

ひとり暮らしのお年寄りだけを対象にすることもありますが、子育てに悩んでいる方が多い地域では、乳幼児がいる世帯までを対象とすることも可能です。

地域にどのような方が多く住んでいるかということや、支援対象者のニーズを把握することが重要です。（5ページを参照ください）



子育て世代

不登校・ひきこもり



認知症の方

Q3 見守りを拒否する人の中にも気がかりな高齢者がいますが、どのように見守り活動を行えばよいのでしょうか？

A3

地域の中には、「人の世話になりたくない」、「干渉しないでほしい」という住民の方もいますが、一人暮らし高齢者の方は、急病や事故、災害等、日頃からの見守り活動を必要とする場合もあります。

時を経て本人の気持ちや容態が変わり、見守り活動を受け入れる場合もありますので、家の様子を気にかけるなどのさりげない見守り活動を継続していくことが大切です。

大崎市社協として推進する「協力」と「支援」

1 見守り活動を支援します【小地域福祉活動支援事業など】

地域の自主的な見守り活動を推進していくために必要な支援や助成を行います。各支所によって対象となる事業がございますので、詳しい内容は市社協（各支所）までお問合せください。



2 研修会・活動交流会を開催します

市域・地域で、研修会や活動交流会を実施していきます。また、広報紙、ホームページなどで地域福祉事業を紹介しています。

3 地域での見守り台帳などの作成にご協力します

様式類を揃えるにあたり、大崎市社協では地域で必要な様式作成に協力します。また、「地域見守りネットワーク事業」利用時の【登録様式等】は大崎市社協で用意しています。

■参考および引用文献

- 先輩委員に学ぶ訪問調査活動ガイドブック（東京都民生児童委員連合会）
- 見守り活動の手引き（大阪市社会福祉協議会）
- 地域でともにすすめる「見守り活動の手引き」（京都市社会福祉協議会）
- 「高齢者見守り活動」の手引き（北海道砂川市）



令和元年度おおさき福祉の心コンクール
福祉ポスター小学生の部 最優秀賞
古川第五小学校 6年 三浦 唯愛さん

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会

【田尻支所】

大崎市田尻沼部字富岡浦29 田尻福祉センター「虹の郷」内

電話 0229-39-1236

FAX 0229-39-3602

【地域事業課】

大崎市古川三日町二丁目5番1号 大崎市古川保健福祉プラザ3階

電話 0229-21-0550

FAX 0229-24-1158

大崎市社協

検索

<http://www.osaki-shakyo.com/>



赤い羽根共同募金

この冊子は共同募金の配分金を活用し作成されてます

令和2年10月1日発行